

青葉区公告第 110 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月19日

横浜市青葉区長 中島 隆雄

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	青柳 真（外 8 世帯）
送達する 書 類 名	横浜市国民健康保険料督促状 令和 8 年度 6 月期分	
（注意） 地方税法第20条の2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

青葉区

青柳 真

苅谷 美和

小島 敬史

中原 陽一

高橋 亜実

VI BAO KHANH

中嶋 愛香

LI TONG

MEDINA URZUA TOMAS IGNACI